

近郷志

第一卷

大東証戦 大本營陸軍統帥史 (案)
争ニ於ケル

昭和二十一年八月
第一復員局

近郷志

0951

起案擔任者 服部事務官

註、作戰準備ヲ除ク戦争準備ニ關スル事項、戦争指導機構ニ關スル事項及占領地軍政ニ關スル事項ハ本冊ヨリ除キ別ニ編纂スルコトトセリ

0952

・ 八月十七日

史官 關空部 服部事務官

別冊「大本營陸軍統帥史（案）」の第一巻ニ關シ左記御参考ノ上八月二十六日迄ニ御意見承リ

願フ

左 記

一、意見ハ本文ニ朱書セラレテ差支ナク詳細ナルヲ希望ス

二、本文中ニ註記セル資料ノ出所ニ就キテモ意見承リ度

三、當時ノ経緯等ハ記憶ニ依ルモノ夥ナルヲ以テ事實ニ相違ナキヤ特ニ點檢ヲ乞フ

四、米軍トノ從來ノ話合トノ關係上差支アル部分ナキヤ

五、各軍ノ作戰記錄トノ間ニ事實ノ相違ナキヤ又兵力、部隊派、日時ニ相違ナキヤ點檢ヲ乞フ

六、起案上着意セル點左ノ如シ

(1) 差支ヘナキ點ハ詳細、正確ヲ旨トシ、敵意ヲ表ハスニ勉ム、隨ツテ當然アリ得ヘキ對應、

對支ニ關スル範圍上ノ距離ノ経緯及作戰等ニ關シテモ簡單ニ言及セリ

(2) 日本方開戦ノ止ムヲ以テザリシ點ニ關スル事實ハ機會ヲ求メテ發表スルコトガ帝國ノ爲極

メテ必要ナルモノト信ジ此ノ機ヲ捉ヘ稍詳細ニ記述セリ

(3) 終戦後舊海軍ノ指導ニ依ルト思ハルル會同機關ニ於テ數戰ノ責任ヲ凡テ舊陸軍ニ歸セシ

メントシ中ニハ陸軍ニ始メ關係ナキ珊瑚海一ミッドウエー二南海戰ノ如キモ海軍方責任

ヲ免レシトスル傾向アリ故ニ之ヲ關シテハ経緯ニ關シテ記述セリ

(4) 右ハ同様ノ考慮ヨリ金殿作戰ノ重大機轉タル南東方面作戰及國海軍ノ責任分擔ニ關スル

協定事項等ノ如キハ若干冗長ナルモ之ヲ記述セリ

(5) (2) (3) (4) 等ハ本文ガ何レカノ時期ニ米側ヨリ一般ニ公表セラルベキコトヲ考慮ノ結果ナリ

(6) 開戦準備（國力上ヨリ點タル）等指導機構及訓練ニ關シテハ別ニ記述セラルル決定ナリ